

事 務 連 絡
令和3年9月21日

介護保険事業所 様

千葉県国民健康保険団体連合会
業務第二部 介護保険課

郵政法改正に伴う介護報酬の請求締切日について

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月1日付けで日本郵便株式会社からプレスリリースされた「郵政法改正に伴うサービスの見直し」により、令和3年10月から普通扱いとする郵便物及びゆうメールの「土曜日の配達休止並びに配達日数の1日程度の繰り下げ」が示されたところです。

このことに伴い、介護報酬の請求を「郵送」している事業所におかれましては、郵政法改正後も、改正前の送付スケジュール（例えば請求締切日10日の前日や2日前の送付等）で郵送した場合は、本会への請求締切日10日（必着）に間に合わなくなることが想定されます。

つきましては、本会に介護報酬の請求をする際は、下記を御確認の上、必ず請求締切日の10日（必着）までに送付いただきますようお願いいたします。

記

1 早期の請求について

日本郵便株式会社からプレスリリースされた「郵政法改正に伴うサービスの見直し」を御確認いただき、郵送若しくは宅配便により、本会へ10日（必着）で送付いただくようお願いいたします。

※日本郵便株式会社ホームページ URL

https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2021/00_honsha/0401_01.html

2 伝送（インターネット請求）への請求方法変更について

請求方法を伝送に変更いただくことで、本会からの通知（支払決定額通知書等）を早期に確認いただける等のメリットがあります。請求方法を伝送に変更する際は、本会ホームページより請求媒体変更届様式をダウンロードし、本会介護保険課宛てに送付ください。

※請求媒体変更届様式 URL

https://www.kokuhoren-chiba.or.jp/nursing/pdf/40_2.pdf

千葉県国民健康保険団体連合会
業務第二部介護保険課
TEL 043-254-7409